

刑法の改正法

第一条

2009年11月30日に勅令第NS/RD/1109/022号として公布された刑法は、次の第437条（その2）を加えることにより修正される。

第437条（その2） 国王に対する侮辱行為

侮辱行為とは、人の評判を害する演説、動作、書面、図画又は物と定義される。

国王に対する侮辱行為は、1年以上5年以下の拘禁刑及び200万リエル以上1000万リエル以下の罰金刑に処する。

法人に対しては、侮辱行為の罪に関して、刑法第42条（法人の刑事責任）に規定する要件に基づき、刑事責任を負うことを宣言することができる。

法人については、1000万リエル以上5000万リエル以下の罰金及び特定の犯罪が加重される場合には、次に定める刑罰を科すものとする。

1. 刑法第170条（法人の解散及び清算）に基づく解散
2. 刑法第171条（裁判所の監視下に置くこと）に基づく裁判所の監視措置
3. 刑法第172条（活動の禁止）に基づく活動の禁止
4. 刑法第176条（施設の閉鎖）に基づく犯罪行為に利用された施設の閉鎖
5. 刑法第178条（所有権の没収、没収物の犯罪、破棄）に基づく犯罪に使用され、又は使用しようとした道具、資材又は特定物の没収
6. 刑法第178条（所有権の没収、没収物の犯罪、破棄）に基づく犯罪の目的物である物又は資金の没収
7. 刑法第178条（所有権の没収、没収物の犯罪、破棄）及び第179条（没収及び第三者の権利）に基づく犯罪により生じた収益又は財産の没収
8. 刑法第180条（判決の掲示による公示）に基づく有罪判決の掲示による公示
9. 刑法第181条（視聴覚通信手段による決定の公示）に基づくニュース書面又は電気通信手段による決定の公示

第二条

本改正法は、直ちに公布する。

プノンペン 2018年2月27日

署名及び押印

国家元首代行 Samdach Say Chhum